



USCIS 更新情報

2009年11月30日

米国移民帰化局では北マリアナ諸島連邦における特定の外国人に対し 臨時入国許可認可を実施

ワシントン D.C.発—米国移民帰化局 (U.S. Citizenship and Immigration Services、略称 : USCIS) は、本日、北マリアナ諸島連邦 (Commonwealth of the Northern Mariana Islands、略称:CNMI) における特定グループからの有資格外国人に対して、臨時入国許可を認可すると発表しました。特定のグループとは、CNMI 永住者、永住者の直近の親戚、および米国の自由連合国(パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国)の市民の直近の親戚を指しています。USCIS では、移民および国籍法 (Immigration and Nationality Act) の 212(d)(5)項に従って、この認可を実施します。

2009年11月28日から、資源整理法(The Consolidated Natural Resource Act of 2008、略称 : CNRA)により、CNMI へ米国移民法のほとんどの条項が適用されるようになります。よって、この日を皮切りに、CNMI に在住の外国籍者は米国に在住すると考えられ、米国法に則るものとします。2009年11月28日より2年間、CNMI 法の下に合法的に在住する個人は、雇用許可を継続できるものとします。CNRA は、CNMI に在住する外国籍者の特定グループに対して米国移民許可を提供しませんが、CNRA の実施に当たり、CNMI に対して起こりうる経済的な悪影響を最小限に抑え、CNMI における経済および事業の発展を支援していくための配慮を講じる所存です。この認可を実施するに当たり、USCIS では CNMI より該当個人を除外し、米国法の下で合法な立場が欠如することによる経済および社会への悪影響を回避するような方針を実施することで、国会の意図を実施できるように努めています。

臨時入国許可を利用する際にいくつかの利点があります。臨時入国許可により、CNMI グループの個人メンバーが米国移民法の下で合法的な立場に置かれ、雇用も許可されます。また、臨時入国ステータスにある場合、その個人が外国へ向けて CNMI を離れる際に、一時渡航証の発行も許可されます。グアムやその他の領域を含む、米国内の他の地域に旅行する場合、許可是必要ありませんが、USCIS または税関・国境警備局によって別途許可が必要となります。一時渡航許可は、CNMI へ入国する際にのみ有効となります。